

発注情報詳細等

件名 「仏向小学校仮設教室賃貸借」一式

(令和2年7月17日公表分)

横浜市教育委員会事務局施設部
教育施設課

発注情報詳細等 目次

	ページ
仏向小学校仮設教室賃貸借の入札について	1
発注情報詳細（物品・委託等）	4
支出割合	5
賃貸借契約書	6
質問書	7
公募型指名競争入札参加意向申出書・入札辞退届・入札書	8

仏向小学校仮設教室賃貸借の入札について

横浜市教育委員会事務局
施設部 教育施設課

1 競争入札に付する事項

別添仕様書のとおり

2 仕様書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、仕様書等に質問があり、回答を求める場合には、令和2年7月28日(火)午後3時00分(必着)までに、別紙「質問書」様式に準じて質問項目を教育施設課に電子メールにより提出してください。

(2) 質問書の提出先

横浜市教育委員会事務局施設部教育施設課 担当：斉藤

電子メールアドレス ky-eizen@city.yokohama.jp

電話 045(671)3258

(3) 回答

令和2年8月5日(水)までにホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。

(4) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 入札参加の手続き

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(3)のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

公募型指名競争入札参加意向申出書

(2) 提出方法

持参または郵送

(3) 提出場所

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎12階

横浜市教育委員会事務局 施設部 教育施設課

担当：斉藤 電話：045(671)3258

(4) 提出期限

令和2年8月7日(金)正午まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。最終日の7日は正午まで。)

(5) 入札参加に係る通知

次による通知は、令和2年8月14日(金)までに行います。

公募型指名競争入札指名通知書又は公募型指名競争入札非指名通知書

4 入札参加資格の喪失

(1) 発注情報詳細(物品・委託等)に記載の入札参加資格を満たさなくなったとき

(2) 3(1)に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき

5 入札および開札方法

(1) 入札および開札の日時・場所

発注情報詳細のとおり

- (2) 入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱いに注意してください。
- (3) 入札参加者は、遅刻した場合には、入札に参加できません。
- (4) 入札場所には、入札参加者又は入札関係職員以外のものは入場することは出来ません。
- (5) 入札場所において、公正な競争の執行を妨げ若しくは妨げようとした者又は公正な価格を害し若しくは談合をした者は、当該入札場所から退去させます。
- (6) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。
- (7) 入札には、消費税法第9条第1項規定の免税業者であるか課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。
なお、落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。
また、本件の契約期間は、契約締結の日から令和7年3月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）となりますが、入札書に記入する金額については、契約初年度（令和2年度）に要する単年度の金額（税抜き）とすること。契約総額に対する契約初年度（令和2年度）分の金額の割合は、（別紙）仏向小学校仮設教室賃貸借支出割合に記載した割合とします。
- (8) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、該当訂正部分について押印をしなければなりません。
また、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることはできません。
- (9) 開札は入札参加者が出席して行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行います。
- (10) 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。
- (11) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。

6 入札の辞退

入札参加者は、入札書を投函するまでは、次の(1)又は(2)の方法により、いつでも入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(1) 入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に持参又は郵送しなければなりません。令和2年8月19日（水）午後5時までに3(3)の部課に持参または郵送で必着のこと。

(2) 入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

7 入札の無効

次の入札は無効とします。

ア 横浜市契約規則第19条に掲げる入札

8 落札者の決定

- (1) 横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

9 入札保証金及び契約保証金
いずれも免除します。

10 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と契約書を取り交わします。
- (2) 契約事務受任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。
本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とします。

11 その他

当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。 その他、横浜市契約規則の定めるところによる。

12 契約手続等に関する問い合わせ先

教育施設課 営繕係 斉藤 電話 045(671)3258

発注情報詳細（物品・委託等）

入札方法	入札書の持参による 公募型指名競争入札		
件名	仏向小学校仮設教室賃貸借		
納入／履行場所	仕様書のとおり		
納入／履行期間等	契約締結の日から令和7年3月31日まで		
入札参加資格	種目	401：仮設建物賃貸	
	所在地区分	市内	
	企業規模区分	中小企業	
	その他	<p>① 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>② 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、所在地区分が「市内」である「中小企業」の中で、「401：仮設建物賃貸」に登録がある者であること。</p> <p>③ 入札参加意向申出締め切りから入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p>	
提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書		
設計図書	別紙		
入札参加申込締切日時	令和2年8月7日 正午まで 持参または郵送による		
指名・非指名通知日	令和2年8月14日		
質疑締切日時	令和2年7月28日 午後3時00分	回答期限日時	令和2年8月5日
入札及び開札日時	令和2年8月20日（木） 午後 2時00分		
入札及び開札場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎12階 12-N12 会議室		
支払い条件	前金払	しない	部分払 別紙 支出割合参照
注意事項	-		
発注担当課	教育委員会事務局教育施設課	電話	045-671-3258
契約事務担当課	教育委員会事務局教育施設課	電話	045-671-3258

仏向小学校仮設教室賃貸借 支出割合

(消費税地方消費税相当額を含む)

年 度 月	支出割合 (%)	支払金額 (円)
2年度	40.00	
3月	40.00	
3年度	15.00	
4月	3.75	
5月		
6月		
7月	3.75	
8月		
9月		
10月	3.75	
11月		
12月		
1月	3.75	
2月		
3月		
4年度	15.00	
4月	3.75	
5月		
6月		
7月	3.75	
8月		
9月		
10月	3.75	
11月		
12月		
1月	3.75	
2月		
3月		
5年度	15.00	
4月	3.75	
5月		
6月		
7月	3.75	
8月		
9月		
10月	3.75	
11月		
12月		
1月	3.75	
2月		
3月		
6年度	15.00	
4月	3.75	
5月		
6月		
7月	3.75	
8月		
9月		
10月	3.75	
11月		
12月		
1月	3.75	
2月		
3月		
合 計	100.00	

貸 貸 借 契 約 書

1	貸 貸 借 物 件	仏向小学校仮設教室貸貸借
2	貸 貸 借 期 間	令和 3年 4月 1日から 令和 7年 3月 31日まで
3	貸 貸 借 料 金	総 額 円 <input checked="" type="checkbox"/> 課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) <input type="checkbox"/> 免税業者 支払方法 月額 (1回当たり) 別途支出割合 回 月額 (1回当たり) の通り 回
4	物 件 の 引 渡 し	引渡期日 令和 3年 3月 26日 検査期日 令和 3年 3月 26日
5	保 守 契 約	
6	契 約 保 証 金	免 除
7	貸貸借料金の支払場所	<input checked="" type="checkbox"/> 横浜市指定金融機関 (市庁内) <input type="checkbox"/> 横浜市水道局出納取扱金融機関 <input type="checkbox"/> 横浜市交通局出納取扱金融機関
8	物 件 保 管 場 所	横浜市保土ヶ谷区仏向町845
9	損 害 保 険 契 約	
10	規 定 損 害 金	
11	特 約 事 項	1 別添の仮設建物等の設置に関する約款を適用する。 2 本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削除された場合は、賃借人は、本契約を変更し、又は解除することができるものとする。

上記の物件の貸貸借契約について、賃借人 横浜市と貸貸人 とは、
おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款の条項によって貸貸借契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を
保有するものとする。

令和 年 月 日

賃借人 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市教育委員会事務局
教育次長 小椋 歩

印

貸貸人

印

設計図書に関する質問書

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

連絡先：担当者氏名 _____

電 話 _____

件名 _____

件名、設計図書の該当ページ等	質 問 内 容

(注意) 質問がある場合は、「入札説明書」に記載された質問締切日までにこの用紙に質問内容を記載し、担当部署に電子メールで送信すること。なお、電子メールで送信した際は、質問書を送信したことを同時に担当部署へ必ず電話で連絡すること。

(担当部署) 教育委員会事務局施設部教育施設課 担当 斉藤

電話 045(671)3258

電子メール ky-eizen@city.yokohama.jp

公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 _____ 年 月 日

種目名 _____

	契約番号	件 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

（注意）種目別に提出してください。

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

入札（見積）書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札（見積）いたします。

金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名

(注意)

入札（見積）書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。

これによらない方法での入札（見積り）を指示された場合は、それに従うこと。

- 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

次の入札について、都合により辞退したいのでお届けいたします。

件 名 _____

- 1 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管 理者」と読み替えるものとする。